牧陵会会則

(改正昭和48年5月13日)

(改正昭和50年5月18日)

(改正昭和57年5月16日)

(改正昭和61年5月18日)

(改正平成 3年5月19日)

(改正平成12年6月10日)

(改正平成21年6月 6日)

(改正平成26年6月 7日)

(改正令和 4年6月 4日)

第1章 総則

(名称及び住所)

第1条 本会は、牧陵会と称し、事務所を横浜市中区常盤町3-24サンビル内に置く。 (目的)

第2条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。 (活動)

- 第3条 本会は、その目的を達成するために次の活動を行う。
 - (1) 会員相互の交流、親睦の場を提供する諸活動
 - (2) 母校の発展に寄与する諸活動
 - (3) 本会の活動基盤の強化を図るための諸活動
 - (4) 本会活動の周知を図るための広報活動
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員及び特別会員)

- 第4条 本会は、次の会員をもって構成する。
 - (1) 会員
 - (2) 特別会員
 - 2 会員とは、神奈川県立(以下「県立」という)横浜第三中学校、県立横浜第三高等学校(同校併設中学校を含む)、県立横浜緑ケ丘高等学校の卒業生及び修業者をいう。
 - 3 前項の規定にかかわらず、前項のいずれかの学校に在学した者(卒業者又は修業者を除く。) は、役員会の承認を得て会員となることができる。
 - 4 特別会員とは、母校職員をいう。

(会員の権利及び義務)

- 第5条 会員は、第25条に定める規定により入会金及び会費を納入する。
 - 2 会員は、総会及び本会の諸活動に参加することができる。
 - 3 会員は、その姓名、連絡先に変更が生じた時は、速やかに事務局に届け出る。

(会員情報保護)

- 第6条 本会は、その活動を行うに伴って収集し、保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の趣旨に則り、会員情報の漏洩、滅失又は毀損の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。
 - 2 牧陵会個人情報保護基本方針は、会長が別に定める。

第3章 組織

第1節 役員

(役員構成、定数及び任務)

- 第7条 本会に次の役員を置く。
 - (1)会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 部会長 若干名
 - (4) 事務局長 1名
 - 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐して会務を処理し、会長に事故あるときは、予め役員会が定めた順 序により会長の職務を代理する。
 - 4 部会長は、細則に定める会務を執行し、部会を運営する。
 - 5 事務局長は、細則に定める会務を執行する。

(役員の選任)

- 第8条 会長は、役員会が推薦し、総会で選任する。
 - 2 副会長、部会長及び事務局長は、会長が推薦し、総会で選任する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

第2節 会計監査

(会計監査)

- 第10条 本会に会計監査を置く。
 - 2 会計監査は、総会で選任する。
 - 3 会計監査の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 会計監査は、3名以内とする。

第3節 相談役、参与及び顧問

(相談役、参与及び顧問)

- 第11条 会長は、役員の任期終了後に相談役に就任する。
- 2 参与は、有識者及び本会経験者の中から会長が選任することが出来る。
- 3 相談役及び参与は、本会の運営に関し会長の諮問に応ずる。
- 4 母校校長、副校長及び教頭は、顧問に就任し、本会と母校の連携及び交流に寄与する。 第4節 幹事

(幹事)

- 第12条 本会に幹事を置く。
 - 2 幹事は、会長が推薦し、役員会で選任する。
 - 3 幹事は、部会又は委員会の構成員として会務を処理する。
 - 4 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 機関

第1節 機関

(設置機関)

- 第13条 本会に次の機関を置く。
 - (1) 総会
 - (2)役員会
 - (3) 会計監査
 - (4) 部会
 - (5) 同期会幹事委員会
 - (6) 委員会

(7) 事務局

第2節 総会

(総会の招集)

- 第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
 - 2 定時総会は、原則として毎年6月の第一土曜日に会長が招集し、その議長となる。
 - 3 臨時総会は、定時総会以外に会長が必要と認めた場合に、役員会の議決を経て招集し、そ の議長となる。
 - 4 本条第2項及び第3項で定める招集の通知方法は、総ての会員に対し書面をもって通知することに代え、開催日1ケ月前に会議の目的たる事項を示した牧陵会ホームページにて通知することができる。
 - 5 総会参加者に関しては、細則に定める。

(総会の審議・承認事項)

- 第15条 定時総会においては、次の事項を審議し、承認する。
 - (1)活動報告及び決算報告
 - (2)活動計画案及び予算案
 - (3) 役員及び会計監査の選任及び解任
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。
 - 2 臨時総会においては、必要な事項を審議し、承認する。

(総会の議決)

第16条 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成で決定し、可否同数の場合は、議長が決する。 ただし、第15条第1項第4号に関しては、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。 第3節 役員会

(役員会の招集)

第17条 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

(役員会の審議事項・議決)

- 第18条 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1)活動報告案及び決算報告案
 - (2) 活動計画案及び予算案
 - (3) 会長の推薦、幹事の選任及び解任
 - (4) 本会則改正案
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項
 - 2 役員会の議決は、第16条の規定を準用する。

第4節 会計監査

(会計監査の任務)

- 第19条 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
- 2 会計監査は、必要に応じ役員会に出席し、意見を述べることができる。

第5節 部

会

(部会)

- 第20条 部会は、総務部会、会員部会、事業部会、広報部会及び牧陵校史資料室運営部会を置き、その会務は、細則に定める。
 - 2 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

第6節 同期会幹事委員会

(同期会幹事委員会)

- 第21条 本会の目的達成を推進するため、各卒業期の同期会、細則に定める同好会及びクラブ OB会と本会を繋ぐ役割を担う機関として、同期会幹事委員会を設置する。
 - 2 委員は、各卒業期別同期会、細則に定める同好会及びクラブOB会から推薦された会員

を、会長が委嘱する。

- 3 委員の定数は、細則に定める。
- 4 委員の任期は、原則2年として細則に定める。
- 5 委員会の運営については、細則に定める。

第7節 委員会

(委員会)

- 第22条 役員会は、必要と認めた場合には、委員会を設置することができる。
 - 2 委員会の設置基準は、細則に定める

第8節 事務局

(事務局)

- 第23条 事務局は、本会の運営に必要な事務処理を行う。
 - 2 事務局に事務局長を置く。
 - 3 事務局の会務は、細則に定める。

第5章 会計

(経費)

- 第24条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。 (会費)
- 第25条 会員は、本会に入会する時に3,000円を入会金として納入する。
 - 2 年会費は、2,000円とする。
 - 3 会費の額及び納入方法の改定は、役員会が審議し、総会の承認を経て決定する。

(予算)

第26条 役員会は、予算案を前年度3月末日に編成し、当該年度の定時総会にて承認を受け、 当該年度4月1日に遡及して執行する。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

第6章 補則

(細則)

第28条 本会則を施行するに必要な事項及び本会則に定めない事項を細則として役員会で定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この会則は、令和4年6月4日から施行する。